

定例公安委員会開催状況

平成31年3月28日（木）

長時間労働の是正のための適正な勤務時間管理について（警務部）

警務部長から、

労働基準法の時間外及び休日の労働に関する規定が改正されることを踏まえ、人事委員会規則に時間外勤務を命ずることができる限度時間に関する規定が新設される。

内容は、

○時間外勤務の上限について

【原則】

1か月について45時間及び1年について360時間

【特例】

通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて時間外勤務を命ずることができる場合として人事委員会が定める場合に限り、限度時間を1か月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で延長することが可能

【原則又は特例の時間若しくは月数を超える時間外勤務の命令】

大規模災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、人事委員会の承認を得て命ずることが可能。事態急迫のために人事委員会の承認を得るいとまがない場合には、事後に遅滞なく届け出が必要

【36協定の対象事業所である警察学校】

厚生労働大臣が定める指針（厚生労働省告示）において、時間外勤務の限度時間が1か月について45時間及び1年について360時間と規定され、また、限度時間を超えて定めることのできる延長時間について、1か月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内と規定

○労働時間の状況把握義務

長時間労働をした労働者に対する医師による面接指導に関し、疲労の蓄積が認められる労働者の申出により行う面接指導の対象者については、これまでの1か月当たり100時間を超えて労働した者から、1か月当たり80時間を超えて労働した者に改められた。面接指導の実施の実効性を確保するため、事業者に労働者の勤務状況を把握することを義務づける規定が新設

これらの法律等の施行に伴い、関係規程として、「静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令」を改正することとし、平成31年4月1日に施行を予定している。

具体的な勤務時間管理の方法等については、通知及び執務資料により示達し、適正な管理を徹底していく。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から「今回の改正で超過勤務を制限しなければならなくなるのか。」との質問があり警務部長が「業務の合理化や休暇の取得等を推進して時間外勤務の縮減を図っていく。」旨説明した。さらに委員から「警察は業務内容から勤務管理が大変だと思われるが、健康管理を徹底してほしい。」との意見があった。

苦情・相談取扱状況（2月中）について（警務部）

首席監察官から、

2月中の苦情取扱いについて、公安委員会宛て2件及び警察宛て4件を受理した。

調査済み4件のうち、1件に不適切な取扱いが認められた。上司が申出者に説明を行い謝罪したことで苦情申出者の理解を得た。

また2月中の相談受理件数は2,153件(速報値)であり、相談を端緒とした検挙事例は8件、感謝事例は9件あった。

旨の報告を受けた。

平成30年中の人身安全関連事案等への対応状況について

(生活安全部)

生活安全部長から、

平成30年中における人身安全関連事案の認知・検挙状況について、

- ストーカーとDV事案は、認知件数は緩やかに減少
検挙件数についても認知件数の減少に伴い減少
- 児童虐待事案は、認知件数は増加の一途を辿り平成30年中は685件で、平成26年に比べて2.8倍に増加
増加の理由は、面前DVと言われる心理的虐待が特に増加
検挙件数は大きな増減はないが、児童相談所への通告件数は、心理的虐待の増加に伴い、認知件数同様に増加

子供・女性安全対策について、

- 不審者事案の認知件数は、2,284件で年々増加傾向
内訳として、18歳以下の男女を対象としたもの1,723件、19歳以上の女性を対象としたもの561件
- 検挙件数は、72件（前年比－17件）、指導・警告件数211件（前年比＋24件）

このうち、平成30年中本部捜査員を51事案で19警察署に派遣し、強制わいせつ、公然わいせつ等12件を検挙、声かけ、つきまとい等36件を指導・警告

関係機関との連携について、

- ストーカー加害者への精神科医療機関等の受診働き掛けにより、平成30年中75人に働き掛け、2人が受診
- DV事案続発防止に向けた県弁護士会への情報提供により、平成30年中31件を提供、協議会を2回開催
- 児童相談所等との連携として、11月30日、県警察学校において合同研修を実施

している。

旨の報告を受けた。

-
- ◇ 委員から、「児童虐待の認知件数が増えているが、検挙件数が増えていない理由は。」との質問があり、生活安全部長が「認知件数増加の大きな要因は心理的虐待の増加が挙げられる。」旨説明した。

駿東郡小山町の一般住宅における強盗事件の発生について（刑事部）

刑事部長から、

発生状況について

- 発生日時 平成31年3月16日（土）午前4時50分頃
- 発生場所 駿東郡小山町 被害者方

であり、被害者は、Aさん、74歳女性である。

事案概要については、発生前日、被害者方に息子を騙る男から「カードを間違っ
て送ってしまった。100万円足りない。何とかならないか。」との電話があり、被
害者は100万円を準備して、自宅内の金庫に保管していた。

翌16日の早朝、被疑者が被害者方に侵入し、就寝中の被害者を布団で押さえつけ、
金庫に保管していた現金約100万円を強奪したものである。

旨の報告を受けた。

春の県下警察署長会議の開催について（総務部）

総務部長から、

新体制での警察運営重点を提示するとともに、喫緊の重要課題について協議する
ため、県下警察署長会議を開催する。

開催概要は、

- 日時・場所
平成31年4月25日（木）午後1時30分から
県本部10階会議室
- 出席者
公安委員会 委員長、各委員
本部 所属長以上（情報通信部、主任監察官を含む。）
警察署 各署長
- 協議事項
児童虐待事案における関係機関との連携について（生活安全部）

である。

旨の報告を受けた。

平成31年度新任警察署長研修会の開催について（警務部）

警務部長から、

春の異動により新たに警察署長に就任した署長を対象として研修会を開催する。

開催概要は、

○ 日時・場所

平成31年4月25日（木）午前9時30分から

県庁別館7階第1会議室

○ 受講対象者

初めて警察署長に就任した職員であるが、県本部課長など初めて所属長に就任した職員についても、オブザーバーとして出席可能

である。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「是非実のある研修を行ってほしい。」との意見があった。

4月中の警察学校主要教養計画等について（警察学校）

警察学校長から、

4月中の警察学校の入校者数は、初任科短期課程84人（4月1日から9月27日）、初任科長期課程101人（4月1日から1月24日）及び警察行政職員初任科25人（4月1日から4月26日）の合計210人、うち46人が女性となる。

専科として留置管理専科、拳銃指導者専科の2課程がある。

主要教養計画は、入校式（各初任科：5日）、卒業試験（警察行政職員初任科：17日）、校長査閲（初任科短期・長期：19日）、卒業式（警察行政職員初任科：26日）である。

トピックは、3月11日、20日に、女性警察官執行力強化訓練を実施した。

旨の報告を受けた。